

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和 8 年 10 月 1 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（案）について、令和 8 年 8 月 7 日（金）から同年 9 月 6 日（日）まで御意見を募集したところ、15 件の御意見をいただき、うち 7 件は本件に関する御意見、残り 8 件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方については、以下のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	公示から適用までの期日が短いため、事業者や測定機関の混乱を避けるため、改正後の具体的な指針、実務手順や解釈をまとめた Q & A などを可能な限り早く公開するとともに、個人ばく露測定の委託の義務化に伴う中小規模事業場での負担増が懸念されることから、分かりやすいマニュアルや相談窓口などを拡大していただきたい。 サンプリング補助者講習の需要が急増することから、人材不足を解消するため、講習の回数の増加、オンライン講習の仕組みを整備していただきたい。 サンプリング補助者講習については、実施主体、開催時期・頻度、開催地域、定員、受講費用、受講・修	令和 7 年 5 月 14 日に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）が公布されたことを踏まえた個人ばく露測定制度に関する政省令及び告示の改正等の内容につきましては、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 8 年政令第 196 号）が令和 8 年 6 月 17 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 116 号。以下「整備省令」という。）及び作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

	了要件、更新制度の有無を公表し、受講希望者の集中時の受講機会確保策、オンライン講習の活用可能性を整備していただきたい。	（令和 8 年厚生労働省告示第 279 号）が令和 8 年 7 月 29 日に公布又は告示され、その趣旨及び内容等については、令和 8 年 7 月 30 日付け基発 0730 第 2 号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について（個人ばく露測定等関係）」でお示ししています。 また、作業環境測定法施行規則第三条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（令和 8 年厚生労働省告示第 292 号）が令和 8 年 7 月 31 日に、サンプリング補助者講習規程（令和 8 年厚生労働省告示第 293 号）が令和 8 年 8 月 7 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 325 号）が令和 8 年 8 月 21 日に公布又は告示され、その趣旨及び内容等については、令和 8 年 8 月 21 日付け基発 0821 第 2 号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行等について（個人ばく露測定等関係）」によりお示ししています。 さらに、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 65 条の 3 第 1 項に基づき実施する個人ばく露測定に係るサンプリングの手法は、整備省令第 10 条の規定により廃止した有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 44 号。以下「令和 6 年改正有機則等」
--	--	--

		という。)において労働安全衛生法第 22 条に基づき実施することとしていた測定のうち労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行うものに係るサンプリングの手法と同様であることから、整備省令附則第 4 条第 2 項において、令和 6 年改正有機則等附則第 4 条第 2 項の規定により実施されている令和 6 年改正有機則等による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 1 条の 2 の 44 の 17 第 1 項に規定するサンプリング講習(以下「旧サンプリング講習」という。)を修了した者について、作業環境測定法施行規則(昭和 50 年労働省令第 20 号)第 3 条の 5 に規定するサンプリング補助者講習を修了した者と同様の扱いとする経過措置を設けております。 今後、関連する政省令等に係る Q & A 等を随時公表することとしており、政省令の内容については分かりやすく周知を図ってまいります。個人ばく露測定制度に関する個別の事案については、所轄の労働基準監督署にご相談いただくようお願いいたします。 なお、今回の改正は、個人ばく露測定を作業環境測定機関に委託することを義務化するものではなく、自社で雇用する作業環境測定士により個人ばく露測定を実施することが可能です。 作業環境測定機関に委託する場合であっても、自社で雇用する旧サン
--	--	---

		プリング講習又はサンプリング補助者講習を修了した者及び一級化学分析技能士に、それぞれ個人ばく露測定に係るサンプリング（作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務及び分析（一級化学分析技能士の試験科目に含まれる分析方法により行うものに限る。）の業務の補助をさせることができます。 また、既に旧サンプリング講習及びサンプリング補助者講習については、インターネット等を介したeラーニング等を活用することにより、オンラインで実施することとして差し支えないことを通達で示しております。 （https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html）
2	個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けた作業環境測定士であれば、全ての濃度基準値設定物質について対応できるのか。	個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングは、作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第6条第1項第5号及び第6号に規定する事項について登録を受けた作業環境測定士が全ての濃度基準値設定物質について実施することができます。また、分析については、当該濃度基準値設定物質の分析で用いられる分析方法に応じた作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士が分析を実施することができます。
3	作業環境測定士が行わなければならない「サンプラーの回収・保存、分析機関への送付等」に「測定終了	令和8年7月30日付け基発0730第2号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の

	後のサンプラーの取り外し」「取り外し後の分析機関へ発送するまでの間の保管」「宅配便等の運送事業者を利用した分析機関への発送」は含まれるか。含まれるとすれば、作業環境測定士の拘束時間及び移動時間の大幅な増加や個人ばく露測定の制度運営の著しい阻害となる。サンプラーの回収、保存及び発送については、サンプリング補助者が実施してもよいのではないかと考える。 登録作業環境測定士本人による実施を必須とする必要性について、技術的根拠及び制度設計上の合理性を具体的にお示しいただきたい。 また、そのような制限を設けた場合に想定される測定実施件数の減少、事業者負担の増加及び作業環境測定士不足への影響について、どのような検証を行ったのか。 必要な有資格者数や測定件数、現在の供給能力、養成計画、地域別の対応体制を示していただきたい。	施行等について（個人ばく露測定等関係）」において、サンプリング補助者の資格を有する者がサンプリングを補助する際の業務内容に、サンプリング終了時の測定対象者からの試料採取機器の取り外し、作業環境測定士に試料採取機器を引き渡すまでの間の試料採取機器の保存が含まれることをお示ししております。サンプリング補助者制度は、作業環境測定士以外の者が作業環境測定士の指定する方法によりサンプリングの補助を行うことを可能とするものであり、作業環境測定士の拘束時間の短縮やコストの削減につながるものと考えております。なお、この場合も、適切な分析を行うため、サンプリングの実施状況や試料採取機器の捕集状況等の確認を作業環境測定士が行う必要があります。また、サンプリングの対象である化学物質によって保存方法等が異なり、その取扱いには専門知識が必要であるため、試料採取機器の回収及び分析機関への送付についてはサンプリング方法を指定した作業環境測定士が実施する必要があります。 このようなサンプリング補助者の資格を有する者の業務の範囲は、「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」において、個人ばく露測定の実施による作業環境測定士の業務量の増加も踏まえて検討された結果を踏まえたものです。 厚生労働省としては、今後とも必要な作業環境測定が作業環境測定士
--	--	--

		によって実施されるよう、講習機関による適切な講習の実施等、体制の整備に努めてまいります。
4	安衛法第 65 条の 3 第 3 項における個人ばく露測定について、有資格者が実施しなければならない測定の範囲をより明確に示していただきたい。 また、解釈のばらつきや現場混乱を避けるためにも、Q & Aなどで具体例とともに示していただきたい。	作業環境測定士に個人ばく露測定を実施させなければならない作業場（指定作業場）については、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 8 年政令第 196 号）において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 65 条の 3 第 1 項及び第 3 項の規定により作業環境測定として個人ばく露測定を行う作業場が、作業環境測定士に作業環境測定を実施させなければならない作業場として指定されました。 また、労働安全衛生法第 65 条の 3 第 3 項の「必要に応じて、作業環境測定を行うものとする」の「必要に応じて」には、（１）リスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握するために屋内作業場において個人ばく露測定を行う場合、（２）リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値が設定されているものについて、労働者が当該物にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業場において、個人ばく露測定を行う場合、（３）リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値が設定されていないものについて、リスクの見積りの結果一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要がある、屋内作業場にお

		いて個人ばく露測定を行う場合が含まれるものであることを、令和8年7月30日付け基発0730第2号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について（個人ばく露測定等関係）」の第3のIにおいてお示ししております。 なお、労働安全衛生法第65条の3第1項及び第3項の規定による作業環境測定として行われる個人ばく露測定は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の適切な事後措置を講ずるために行われる測定として一定の測定精度が求められる測定である一方、簡易的又は予備的な測定等、一定の測定精度が求められない測定については、これらの規定による作業環境測定に含まれません。 今後、Q & A等をお示しすることとしており、分かりやすく周知を図ってまいります。
5	事前調査から報告書作成までの標準的な工数や拘束時間、測定士の立会い範囲、サンプリング補助者に委任できる業務、遠隔指示・確認の可否など、実務上の具体的な運用基準を提示していただきたい。	お尋ねのような個人ばく露測定の実務に関する事項については、事業場や測定対象物質ごとに異なることから、一律に運用基準等をお示しすることは困難です。個別の事案については、内容に応じて作業環境測定機関及び労働基準監督署にご相談いただくようお願いします。 なお、サンプリング補助者の資格を有する者の業務等については令和8年7月30日付け基発0730第2号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について（個人ばく露測定等関係）」においてお示ししております。

※上記のほか、8件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。